

農業者の皆様へ！

農業用使用済廃プラスチック処理について

消費者が求める安全・安心な農産物の産地である東北町としての信頼を得るため、農業用使用済プラスチックは、適正に処理しましょう。

～事業の内容～

1. 搬入期間 令和5年12月15日まで

毎週月曜日～金曜日 8時～12時・13時～16時
(土曜日・日曜日は搬入できません。)

2. 補助対象の農業者負担額

	令和5年度
従来の廃プラ	34円/kg
ながいもネット	47円/kg

※上記は協議会補助金分を差し引いた金額です。

3. 補助対象の農業用使用済プラの分別 (詳細は別記1)

- ①農業用ポリ(透明)
- ②農業用ポリ(その他の色)
- ③ハウスビニール・農業用ビニール
- ④その他農業用資材 (ボトル類は、必ず洗浄し空にする)

※分別がされていない場合や農業用資材以外は補助対象外になります。

※ブルーシートは補助対象外になります。

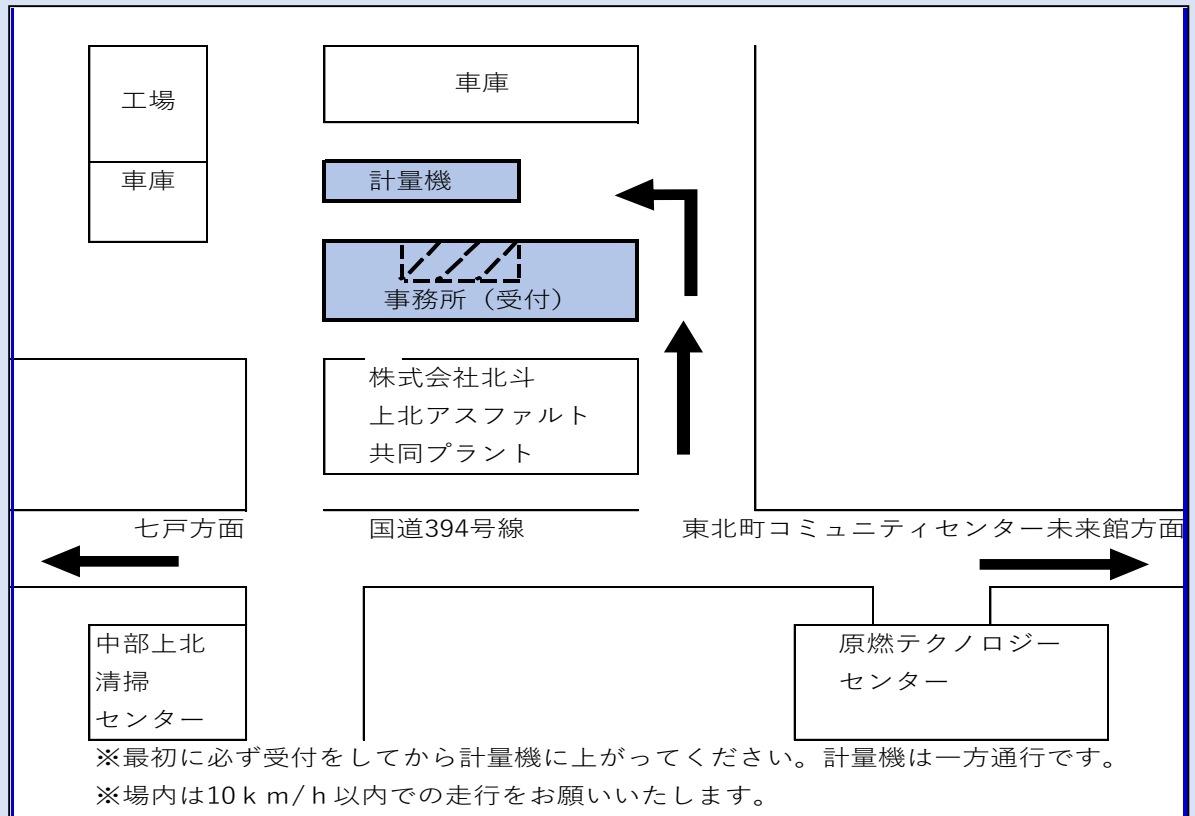
※ながいもネットは、出来るだけ乾燥させ重量を軽くする。

※フレコンバックでの搬入は受入れしません。

4. 搬入場所

東管工業（株）環境・資機材センター

東北町字柳沢59番地21 Tel 0 1 7 5 - 6 3 - 4 4 5 0



5. 搬入する際の注意（詳細は別記2）

- ①必ず事務所で受付してから、搬入して下さい。
 - ②マニフェスト票に押印が必要になりますので**印鑑**を持参してください。
 - ③「**産業廃棄物収集運搬車である旨の表示**」を車の両側面に貼り付けること。
 - ④「**運搬車である旨の表示書**」を車に携帯すること。
- ※③④の書類については下記の農協及び個人業者に用意してあります。適宜ご活用してください。

＜東北町農業用使用済プラスチック適正処理協議会チラシ設置場所＞

ゆうき青森農業協同組合 本所営農指導課

十和田おいらせ農業協同組合 上北支店

(有)八森商店

(株)松本商店

(有)蛭沢正義商店

(有)山石商店

(有)中勇商店

(株)イシカワ

＜お問合せ先＞

東北町役場農林水産課 農業振興係

0 1 7 6 - 5 6 - 4 3 8 4

別記1

搬入方法…【梱包しないで、分別すること】

- ・同じ材質のものをひもにして2箇所を縛ると搬入しやすい
- ・人力で積み降ろしするため、人の手で持てる重さにする

以下のとおり分別すること

1 農ポリ (透明)



※水色で「農ポリ」または「ノーポリ」と表示されている透明なシート

2 農ポリ (その他の色)



※水色で「農ポリ」または「ノーポリ」と表示されている
透明以外のその他の色のシート (野菜のマルチが該当)
※長いもの袋も該当します。

3 ハウスビニール・農業用ビニール



※ビニールハウスのシート

水色で「農ビ」と表示されています。

※シルバー、その他のビニールには「シルバー」、「PO」などの表示があります。

4 その他の農業用資材



※肥料袋・苗箱など
 ※農薬ボトル類は中身を洗浄し、農薬が残っていないこと

受入れ出来ないもの

- ・包んで中身の見えない状態のもの
 (補助対象以外の廃棄物混入を防ぐため)
- ・一般ごみ
 (弁当、カップめんのカラ、長靴、カマ等)
- ・農薬

受け入れ先の指示・説明に従って搬入しなければ、受入れできません。

別記2

搬入運搬車である旨の表示及び書類について

【①・②の表示及び書類が無ければ廃棄物処理法違反となり行政命令の対象となります】

①搬入運搬車である旨の表示

産業廃棄物
 収集運搬車

※車の両側面に
 貼り付けること。

氏名 東北太郎

※ 運搬車である旨の表示 (車輛の両側面に表示)

②運搬車である旨の表示書

運搬車である旨の表示書 (車に携帯)

■ 氏名又は名称及び住所			
氏名※	東北太郎		
住所※	青森県上北郡東北町		
■ 産業廃棄物の種類・数量・積載日			
産業廃棄物の種類	数量 (t・m) ※	積載日 ※	
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
農業用廃プラスチック		平成	年 月 日
■ 積載した事業場 (自宅の住所・電話番号)			
住所※	青森県上北郡東北町		
電話※			
■ 運搬先の事業場			
東管工業株式会社			
青森県上北郡東北町字柳沢59-21			
電話 0175-63-4450			

※車に携帯する
 こと。

※ 本書類は廃プラを運搬する車両に必要事項を記入の上、必ず携帯してください。(※印の箇所に記入すること。)

※①・②については、下記の農協及び各個人業者で用意してあります。適宜活用ください。